

遺言信託 商品概要説明書

(2019年10月1日現在適用中)

1. 商品名	・ 遺言信託（遺言書保管ならびに遺言執行）
2. ご利用いただける方	・ 個人の方
3. サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言信託には、「執行コース」と「保管コース」の2種類のサービスがあります。 ・ お客さまのご意向をもとに、遺言書の作成のお手伝いをいたします。 ・ 遺言書案をもとに、公証役場で当社を遺言執行者に指定する公正証書遺言を作成します。また、ご希望に応じて当社社員が公正証書作成の際必要となる証人(2名)をお引き受けします。 ・ 作成した公正証書遺言の正本と謄本を、当社がお預かりします。 ・ 遺言書保管に際しては、相続が発生したときに当社へご連絡いただく通知人をお届けいたします。 ・ 保管期間中は、財産、相続人、受遺者の変動がないか定期的に照会させていただきます。 ・ 相続開始後、相続人全員ならびに受遺者の方に対して遺言書の存在と内容をお知らせします。 ・ 当社が遺言執行者として、遺言内容を実現する諸手続を行ない、遺産の管理、名義変更、引渡しなど、相続人・受遺者の方に遺産の分配をいたします。 ・ 遺言の執行が完了した時点で「遺言執行終了報告書」を作成します。相続人・受遺者の方にご報告をし、執行コースは終了いたします。 ・ 保管コースは、当社を遺言執行者に指定しない遺言書を保管し、相続開始後の遺言執行を伴わずに相続人の方へ遺言書を返却する内容となります。 <p>【仕組み】</p> <pre> graph TD A[遺言者(お客さま)] -- ①事前のご相談 --> B[スルガ銀行(受託者)] B -- ②遺言書作成のお手伝い --> A A -- ③遺言書の作成 --> C[公証人] C -- ④遺言書の保管 --> B B -- ⑤遺言内容等の異動・変更のご照会 --> A D[近親者など(通知人)] -- ⑥相続開始のご連絡 --> B B -- [執行コース] ⑦遺言の執行 --> E[相続人・受遺者] E -- ⑧遺言執行終了のご報告 --> B B -- [保管コース] ⑦遺言書の返却 --> E </pre>

遺言信託 商品概要説明書

(2019年10月1日現在適用中)

<p>4. 手数料・報酬</p>	<p>(1)基本保管料:330,000円(税込)…遺言書保管開始時にいただきます。</p> <p>(2)年間保管料:6,600円(税込)…毎年4月末日にいただきます。 ただし、契約時は550円(税込)に、契約した月から次の4月までの月数を乗じた金額</p> <p>(3)遺言執行報酬…遺言執行終了時にいただきます。 ・執行対象財産の相続税評価額に下記の料率を乗じた、①と②の合計額 ただし、合計額が110万円(税込)に満たないときは110万円(税込)で算出。</p> <p>①当社の預金・預り資産 … 0.330%(税込)</p> <p>②上記①以外の財産</p> <p>5千万円以下の部分 … 2.200%(税込)</p> <p>5千万円超 1億円以下の部分 … 1.650%(税込)</p> <p>1億円超 2億円以下の部分 … 1.100%(税込)</p> <p>2億円超 3億円以下の部分 … 0.880%(税込)</p> <p>3億円超 5億円以下の部分 … 0.550%(税込)</p> <p>5億円超の部分 … 0.440%(税込)</p> <p>(4)変更保管料:55,000円(税込)…遺言の内容変更を行なうときにいただきます。 ※保管コースは、(3)の費用はかかりません。</p>
<p>5. その他参考となる事項</p>	<p>・ お取組みできないこともございますので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>6. 当社が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>・ 一般社団法人信託協会(※当商品に関し信託協会に時効の中断効はありません。)</p> <p>連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-3241-7335</p>